

枚方市条例第 34 号

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例

枚方市立生涯学習市民センター条例（平成18年枚方市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表5の表その3の表(1)表分館の項中「4,100」を「4,500」に、「3,800」を「4,100」に改め、別表5の表その3の表(2)表分館の項中「3,400」を「3,800」に改め、別表9の表学習ルームの項中「900」を「1,000」に、「1,000」を「1,100」に改める。

附 則 [令和7年12月10日公布]

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。